農業用危険物屋外タンク等の利用について

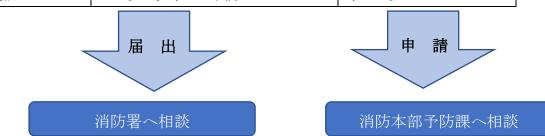
ビニールハウスの暖房用や農機具の燃料などで、軽油、灯油又は重油を貯蔵又は取扱う場合がありますが、これらの油類は消防法で『危険物』として定められ、その貯蔵や取扱いについては、種類や数量により消防への届出や許可が必要になります。

それらの危険物が流出した場合、火災の発生の危険が高まるだけでなく、地下水や土壌を汚染するなど自然環境に悪影響を及ぼします。

また、流出した危険物は回収や処理等が必要となります。これらの作業には多額の費用がかかり、事故を起こした人(原因者)が負担することとなります。

1. 消防への届出・申請について

	少量危険物施設 (火災予防条例)	許可施設 (消防法)
軽油•灯油	2000以上、1,0000未満	1,0000以上
重油	4000以上、2,0000未満	2,0000以上



2. 届出に必要な書類

- ① 少量危険物貯蔵·取扱届出書
- ② 案内図
- ③ 配置図(防油堤・消火器・標識・掲示板等図示)
- ④ タンク図面・設備構造図
- ⑤ タンク検査済証の写し 等

2. 主な設置基準

- ① タンクは、地震等により容易に転倒又は落下しないように設けること。
- ② タンクの外面には、さび止めのための措置を講ずること。
- ③ タンクの周囲には、鉄筋コンクリート等で防油堤等の流出止めを設け危険物が浸透しない構造と すること。

※流出止めは、タンクの側板から 0.5 メートル以上の距離を隔てて設けるとともに、その容量は、タンクの容量と同量以上 (100 パーセント) の危険物を収容できるものとすること。

④ 配管は、火災等による熱によって容易に変形するおそれのないもので、取扱う危険物により容易 に劣化するおそれのないものであること。(塩化ビニール管は認められません)また、地震等に より当該配管とタンクとの結合部分に損傷を与えないように設置すること。(フレキシブル管等を設置する)

⑤ 標識・掲示板は30センチメートル以上×60センチメートル以上の「少量危険物貯蔵取扱所」「危険物の類、品名、数量」「火気厳禁」の標識・掲示板を設けること。

屋外タンクの設置例

